令和6年8月1日から使える後期高齢者医療の保険証をお届けします

新しい保険証は「うぐいす色」です

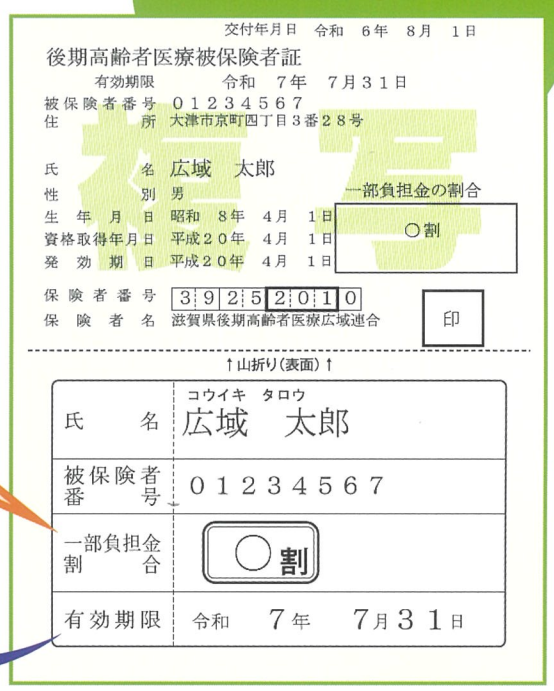

新しい保険証は**7月中**に**簡易書留郵便**で**お一人ごと**にお送りします

一部負担金割合をご確認ください

同一世帯内の被保険者の方の令和6年度の住民税課税所得をもとに一部負担金割合を判定しています

有効期限は令和7年7月31日です

マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方は

マイナンバーカードを保険証として利用できます

マイナンバーカードの交付申請手続きや健康保険証利用登録についてなど詳しくは

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

保険証は令和6年12月2日に廃止されます

■ 有効な保険証をお持ちの場合は、

有効期限までお使いいただけます

ただし、令和6年12月2日以降は、住所等や負担割合など資格情報に変更があった場合、その時点で被保険者証が無効となります

■ **マイナ保険証をお持ちでない方等**には、

被保険者証と同様にお使いいただける「資格確認書」を交付します

お問合せ先　お住まいの市町の後期高齢者医療担当課
または 滋賀県後期高齢者医療広域連合（☎077-522-3013）